

平成二十五年国土交通省令第九十二号

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）の規定に基づき、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（要件）

第二条 法第二号第四号の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 満載状態において、推進機関をその連続最大出力で運転し船舶を航行させた場合の当該船舶の速力が十八ノット未満であること。
- 二 暴露甲板その他の人が船舶に侵入することが可能な場所から満載喫水線までの最小の垂直距離が十六メートル未満であること。

（海賊行為による被害を低減するために必要な措置）

第三条 法第二号第四号の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 乗組員及び乗船している者が避難するための堅固な構造を有する区画であつて、VHF無線電話、インマルサット無線電話等の外部との通信手段が確保されているものを設けていること。
- 二 船舷の上端に沿って船体の全周に設置することにより人の侵入を防止する有刺線その他これに類するものを備え付けていること。

（特定警備計画の認定の申請等）

第四条 法第四号第一項の規定により特定警備計画が適当である旨の認定を受けようとする特定日本船舶の所有者は、第一号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添付しなければならない。

- 一 申請者に係る次に掲げる書類
 - イ 住民票の写し又はこれに代わる書類（法人にあつては、登記事項証明書）
 - ロ 法人にあつては、その業務を行う役員の名簿の写し（役員が法人である場合に住民票の写し（役員が法人である場合に

は、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書類

ハ 法第四号第三項第四号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを証する書類

二 特定日本船舶に係る次に掲げる書類、図面及び写真

イ 船舶の国籍及び船舶所有者を証する書類

ロ 一般配置図

ハ 第二条各号に掲げる要件を満たしていることを証する書類

ニ 前条各号に掲げる措置を講じていることを証する書類及び写真

三 小銃等の管理に係る次に掲げる書類、図面及び写真

イ 小銃等の保管のための設備（以下「保管設備」という。）の位置及び構造を示す図面及び写真

ロ 第六条第二号ニ（一）及び（二）に該当する船長を選任することを誓約する書類

四 法第四号第二項第四号に規定する事業者（以下「特定警備予定事業者」という。）に係る次に掲げる書類

イ 住民票の写し（法人にあつては、定款及び登記事項証明書）又はこれらに代わる書類

ロ 法人にあつては、その業務を行う役員の名簿の写し（役員が法人である場合には、当該役員の名簿の写し）又はこれに代わる書類

ハ 特定警備に従事する者に対する特定警備予定事業者による教育訓練の内容及び方法を示す書類

ニ 医師が作成した診断書であつて、特定警備予定事業者（法人にあつては、その業務を行う役員）が法第七条第二号ロ又はハのいずれにも該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの

ホ 第七条第二号イ（法第七条第二号イからハまでに係るものを除く。）からハまでのいずれにも該当しない者であることを証する書類

ヘ 第八条第一号に規定する保険の契約に係る契約書の写し又はこれに代わる書類

五 特定警備の実施の方法に係る次に掲げる書類、図面及び写真

イ 申請者が特定警備予定事業者との間で締結した契約であつて、特定警備の実施を内容とするものに係る契約書の写し又はこれに代わる書類

ロ 特定警備に係る次に掲げる図面

(1) 特定日本船舶の航路図

(2) 小銃等の積卸しの場所を示す図面

ハ 特定警備の用に供する小銃の側面及び当該小銃に打刻された製造番号を写した写真

3 国土交通大臣は、法第四号第一項の規定による認定をしたときは、認定番号及び認定年月日を申請者に通知するものとする。

（特定警備計画のその他の記載事項）

第五条 法第四号第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合には、その業務を行う役員の名簿又は名称

二 特定日本船舶の予定貨物

三 前号の予定貨物に係る我が国への輸送予定又は輸送実績

四 計画期間

（小銃等の管理が適切に行われるために必要な基準）

第六条 法第四号第三項第二号（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 保管設備が、次に掲げる要件を備えていること。

イ 堅固な金属製ロッカーその他これと同等程度に堅固な構造を有するものであること。

ロ 確実に施錠できる錠を備えていること。

ハ 管理上支障のない場所にあること。

ニ 容易に持ち運びができないこと。

二 管理の方法が、次に掲げる要件に該当すること。

イ 小銃等を保管する場合には、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 保管の委託を受けた小銃等を保管設備に確実に施錠して保管すること。

(2) 保管設備を常に点検し、前号の基準に適合するように維持すること。

ロ 特定日本船舶への小銃等の積卸し及び保管設備への小銃等の出し入れの際に、船長が小銃の名称及び製造番号並びに実包の種類及び数量について確認すること。

ハ 小銃と実包を分けて別の容器に入れ、それぞれにつき施錠すること。

ニ 船長を選任する際に、当該船長が次のいずれにも該当することを確認すること。

(1) 法第七条第二号イからワまでのいずれにも該当しない者であること。

(2) 特定警備の用に供する小銃等の管理を適切に行うために必要な知識を有する者であること。

（特定警備を適確に実施するに足りる能力を有する者の基準）

第七条 法第四号第三項第三号（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 特定警備に従事する者に対する教育訓練の内容及び方法が適切であること。

二 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 法第七条第二号イからニまで、ホ（法第七条第二号ワに係るものを除く。）、ト、チ又はヲのいずれかに該当する者

ロ 法第六条の規定によりその者に係る法第四号第一項の認定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

（その者の責めに帰すべき事由により取り消された場合に限る。）

ハ 法人であつて、その業務を行う役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があつるもの

（特定警備計画のその他の認定基準）

第八条 法第四号第三項第五号（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 特定警備予定事業者が、当該事業者を被保険者とする損害賠償責任保険であつて、特定警備の実施中に生じた損害を填補するものに入入していること。

二 計画期間が三年未満であること（法第五条第三項において準用する場合にあつては、計画期間が三年未満であり、かつ、変更前の認定計画の開始の日から三年未満であること。）

三 その他特定警備の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

（特定警備計画の変更の認定の申請）

第九条 法第五号第一項の規定により認定に係る特定警備計画の変更の認定を受けようとする認

定船舶所有者は、第二号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第四条第二項各号に掲げる書類、図面又は写真の変更を伴うときは、当該変更後の書類、図面又は写真を添付しなければならない。

第十條 法第五條第一項ただし書、国土交通省令で定める認定に係る特定警備計画の軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 法第四條第二項第一号に掲げる事項の変更
- 二 法第四條第二項第二号に掲げる事項のうち名称の変更
- 三 法第四條第二項第四号に掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更
- 四 第五條第一号に掲げる事項の変更
- 五 法第五條第二項の規定により変更の届出をしようとする認定船舶所有者は、第三号様式による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第四条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

第十一條 法第七條の規定により特定警備に従事する者の確認を受けようとする認定船舶所有者は、第四号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 旅券の写し
- 二 住民票の写し又はこれに代わる書類
- 三 特定警備事業者との雇用関係を示す書類
- 四 特定警備事業者による教育訓練を受けたことを証する書類
- 五 次条第一項第二号に規定する技能を有することを証する映像を記録した記録媒体
- 六 医師が作成した診断書であつて、法第七條第二号口又はハのいずれにも該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの
- 七 法第七條第二号ニからワまでのいずれにも該当しないことを証する書類

第十二條 法第七條第一号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる事項についての知識を有すると認められる者であること。
- イ 法その他特定警備の実施に関する法令
- ロ 小銃等の使用、保管等の取扱い
- 二 次に掲げる事項についての技能を有すると認められる者であること。
- イ 次に掲げる小銃の操作に関する事項
- (1) 小銃の保持その他小銃の基本的な取扱い
- (2) 小銃の点検
- (3) 実包の装填及び抜出しその他実包の取扱い
- (4) 射撃の姿勢及び動作
- ロ 標的に対する射撃に関する事項

二 前項各号の基準に適合することの確認は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

- 一 前項第一号 前条第二項第四号の書類の確認及び筆記試験又は口述試験の実施
- 二 前項第二号 前条第二項第四号の書類及び同項第五号の記録媒体の確認
- (暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為)

第十三條 法第七條第二号の国土交通省令で定める行為は、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）に規定する罪のいずれかに当たる行為とする。

第十四條 法第八條の規定により変更の届出をしようとする認定船舶所有者は、第五号様式による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、確認特定警備従事者が同条第二号（法第七條第二号ロ、ハ、ト、チ、又又はルに係るものに限る）、第三号又は第四号に該当するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 法第八條第二号に該当する場合（法第七條第二号ロ又はハに該当することとなつた場合に限る。） 医師の診断書

第十五條 法第八條第四号の国土交通省令で定めるときは、確認特定警備従事者の国籍、住所、氏名、性別又は旅券の番号について変更が生じたときとする。

第十六條 法第十三條の規定により届出をしようとする認定船舶所有者は、特定警備の開始の日（五日前までに、第六号様式による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、国土交通大臣が正当な理由があると認めるときは、その提出の期限を経過した後であつても、当該届出書を提出することができる。）前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 特定警備の実施期間における特定日本船舶の喫水を示す書類
- 二 特定警備の実施期間における特定日本船舶の航路図
- 三 小銃等の積卸しの場所を示す図面

第十七條 法第十三條第六号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 船長の氏名
- 二 貨物の種類
- 三 貨物等の積載量
- 四 第四條第三項の規定により通知された認定番号及び認定年月日
- 五 第十一條第三項の規定により通知された確認番号及び確認年月日
- 六 確認特定警備従事者の乗下船の日時及び場所

第十八條 法第六條第二項の国土交通省令で定める基準は、第六條第一号及び第二号イに掲げる基準とする。

第十九條 法第十六條第三項の規定により届出をしようとする船長は、第七号様式による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。（記録簿）

第二十條 法第十八條の国土交通省令で定める事由は、次の表の上欄に掲げる事由とし、同条の事項は、同表の上欄に掲げる事由の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第二十一條 法第十九條の規定により確認を受けようとする船長は、本邦の港に入港する二十四時間前までに、入港をしようとする保留施設の名称並びに本邦の港の保留しようとする保留施設の名称並びに入港の予定時刻を国土交通大臣に通報するものとする。

第七 積み込まれる予定の小銃の名称、口径及び製造番号並びに実包の種類

八 小銃等の積卸しの日時及び場所

（小銃等の保管の設備及び方法の基準）

第十八條 法第六條第二項の国土交通省令で定める基準は、第六條第一号及び第二号イに掲げる基準とする。

（小銃等の亡失又は盗取の届出）

第十九條 法第十六條第三項の規定により届出をしようとする船長は、第七号様式による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。（記録簿）

第二十條 法第十八條の国土交通省令で定める事由は、次の表の上欄に掲げる事由とし、同条の事項は、同表の上欄に掲げる事由の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

事由	事項
特定日本船舶への小銃等の積卸し	一 日時及び場所 二 小銃の名称及び製造番号 三 実包の種類及び数量
保管設備への小銃等の出し入れ	一 日時、場所及び目的 二 小銃の名称及び製造番号 三 実包の種類及び数量 四 小銃等を携帯する確認特定警備従事者の氏名
小銃の使用（試験的に発射する場合を含む。）	一 日時、場所及び概要 二 小銃の名称及び製造番号 三 実包を消費した場合にはその種類及び数量 四 小銃を使用した確認特定警備従事者の氏名

第二十一條 法第十九條の規定により確認を受けようとする船長は、本邦の港に入港する二十四時間前までに、入港をしようとする保留施設の名称並びに本邦の港の保留しようとする保留施設の名称並びに入港の予定時刻を国土交通大臣に通報するものとする。

(小銃等が本邦に陸揚げされるおそれがない場合)
第二十二条 法第十九条の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 特定日本船舶から導管により原油を陸揚げする場合
- 二 その他国土交通大臣が小銃等が本邦に陸揚げされるおそれがないものとして認めた場合

附則抄

- 1 この省令は、法の施行の日（平成二十五年十一月三十日）から施行する。

附則（令和元年六月二十八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和四年十一月二五日国土交通省令第八二号）

- 1 この省令は、令和四年十二月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に提出されている特定警備計画の記載事項及び様式は、なお従前の例による。

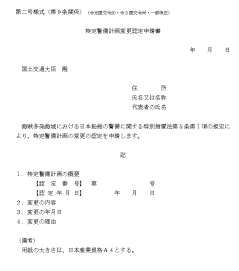
附則（令和六年三月二九日国土交通省令第二六号）抄

- 1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

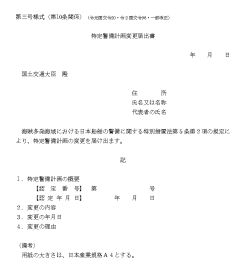
第一号様式（第4条関係）



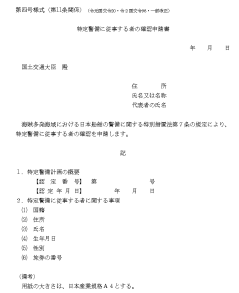
第二号様式（第9条関係）



第三号様式（第10条関係）



第四号様式（第11条関係）



第五号様式（第14条関係）

第五号様式（第14条関係）（申請書）（申請書）（申請書）（申請書）

確定申告書提出申請書提出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

位 名
氏 名
氏 名
代表者の氏名

確定申告期限における日本船舶の警備に関する特別措置法第3条の規定により、確定申告書提出申請書の提出を要する旨を記述します。

記

- 確定申告書提出申請書の概要
【提出 申請 書】 第 年 月 日
- 変更の理由
【提出 申請 書】 第 年 月 日
- 変更の年月日
- 変更の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本縦書きA4とする。

第六号様式（第16条関係）

第六号様式（第16条関係）

特定警備業務計画（変更）提出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

位 名
氏 名
氏 名
代表者の氏名

確定申告期限における日本船舶の警備に関する特別措置法第3条の規定により、特定警備業務計画の変更を要する旨を記述します。

特定警備業務計画

- 特定日本船舶に関する事項
(1) 名称
(2) 船長の氏名
(3) 船中の組織
(4) 船中等の組織表
- 特定警備業務計画の概要
【提出 申請 書】 第 年 月 日
【提出 申請 書】 第 年 月 日
- 特定警備業務計画に関する特別警備業務計画の内容及び名称
- 確定申告書提出申請書に関する事項
(1) 名称
(2) 概要
【提出 申請 書】 第 年 月 日
【提出 申請 書】 第 年 月 日
- 特定警備業務計画の概要
(1) 船中の組織及び船中
(2) 船中等の組織表
- 船中及び船中以外の船中に関する事項
(1) 船中の名称、口数及び船中参加者の人数
(2) 船中の組織及び船中
(3) 船中の組織及び船中

（備考）
用紙の大きさは、日本縦書きA4とする。

第七号様式（第19条関係）

第七号様式（第19条関係）（申請書）（申請書）（申請書）（申請書）

小銃等亡失・盗取届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

位 名
氏 名
氏 名
代表者の氏名

確定申告期限における日本船舶の警備に関する特別措置法第3条の規定により、小銃等亡失・盗取届出書の提出を要する旨を記述します。

記

- 特定警備業務計画の概要
【提出 申請 書】 第 年 月 日
- 亡失又は盗取の届出の内容及び届出の届出日、届出の届出日
- 亡失又は盗取の届出の届出の届出日
- 亡失又は盗取の届出の届出の届出日
- 亡失又は盗取の届出の届出の届出日
- 届出の届出日
- 届出の届出日
- 届出の届出日

（備考）
1. 用紙の大きさは、日本縦書きA4とする。
2. 亡失又は盗取の届出の届出の届出日、届出の届出日とする。

第八号様式（第20条関係）

第八号様式（第20条関係）（申請書）（申請書）（申請書）（申請書）

確定申告書提出申請書提出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

位 名
氏 名
氏 名
代表者の氏名

確定申告期限における日本船舶の警備に関する特別措置法第3条の規定により、確定申告書提出申請書の提出を要する旨を記述します。

記

確定申告書提出申請書の概要	【提出 申請 書】 第 年 月 日
変更の理由	【提出 申請 書】 第 年 月 日
変更の年月日	
変更の理由	

（備考）
用紙の大きさは、日本縦書きA4とする。

